

○山形県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令

平成17年3月31日

本部訓令第13号

改正 平成24年3月9日本部訓令第2号

平成29年9月12日本部訓令第14号

平成30年9月28日本部訓令第13号

平成31年3月11日本部訓令第4号

令和2年12月11日本部訓令第13号

令和4年10月3日本部訓令第19号

令和4年11月18日本部訓令第21号

令和6年3月18日本部訓令第8号

(趣旨)

第1条 この訓令は、山形県警察高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 高速隊は、交通の安全と円滑を図るため、次に掲げる警察活動を行うことを任務とする。

- (1) 高速道路（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）における交通事故防止対策に関すること。
- (2) 高速道路における交通の指導取締りに関すること。
- (3) 高速道路における交通事故事件の捜査に関すること。
- (4) 高速道路における交通規制の実施に関すること。
- (5) 速度違反自動取締装置（高速道路に設置されたものに限る。）の運用に関すること。
- (6) 犯罪捜査の初動措置その他の警察活動に関すること。

（一部改正〔平成29年本部訓令14号・30年13号・令和4年21号〕）

(編成、活動区域等)

第3条 高速隊の編成、活動区域及び高速道路のインターチェンジにおける交通事故事件の処理区域は、別表のとおりとする。

（一部改正〔平成29年本部訓令14号・30年13号・令和4年21号〕）

(勤務制)

第4条 高速隊の勤務制は、高速道路交通警察隊長（以下「隊長」という。）の指定する者を除き、交替制勤務とする。

(高速道路における交通規制の措置)

第5条 隊長は、高速道路における交通規制の必要があると認めるときは、必要な交通規制を行うものとする。

2 隊員は、交通事故、気象状況等高速道路において交通規制を必要とする事案を認知したときは、速やかに隊長に報告し、その指揮を受けなければならない。

3 隊長は、高速道路において交通規制を行った場合は、交通規制実施簿（別記様式）に記録するものとする。

(一部改正〔平成30年本部訓令13号・令和4年21号〕)

(交通事故事件の措置)

第6条 隊長は高速道路における交通事故事件については、所要の捜査を行い、送致等の措置をとるものとする。

2 隊長は、高速道路における交通事故事件の被疑者を逮捕したときは、関係警察署長に身柄の留置を依頼するものとする。

(一部改正〔平成29年本部訓令14号・30年13号・令和4年21号〕)

(刑事事件等の措置)

第7条 隊長は、交通事故事件を除く事件、保護、拾得物等の取扱いについては、必要な措置を講じた後、関係警察署長に引き継ぐものとする。

(連携)

第8条 隊長は、高速隊の適正かつ効率的運用及び高速道路における交通警察活動の適正を期するため、関係所属長並びに東北管区警察局高速道路管理官、隣接県高速道路交通警察隊長及び関係機関・団体との連携を密にし、協調に努めるものとする。

(一部改正〔平成30年本部訓令13号・令和4年21号〕)

(教養訓練及び会議)

第9条 隊長は、必要な教養訓練を実施するとともに、必要に応じて会議を開催するものとする。

(受傷事故の防止)

第10条 隊員は、受傷事故を防止するため、高速道路の特殊性を認識して職務を遂行するものとする。

(一部改正〔平成30年本部訓令13号・令和4年21号〕)

(巡視)

第11条 隊長は、毎月1回以上分駐隊を巡視して、必要な指導監督及び教養を行うものとする。

(細部事項)

第12条 この訓令に定めるもののほか、高速隊の運営について必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月9日本部訓令第2号)

この訓令は、平成24年3月24日から施行する。

附 則 (平成29年9月12日本部訓令第14号)

この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月28日本部訓令第13号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成31年3月11日本部訓令第4号)

この訓令は、平成31年3月23日から施行する。ただし、「

・東北中央自動車道相馬尾花沢線の福島県境から南陽高畠インターチェンジまでの間

」を「

- ・東北中央自動車道相馬尾花沢線の福島県境から米沢北インターチェンジまでの間及び南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの間
- ・一般国道13号(自動車専用道路)の米沢北インターチェンジから南陽高畠インターチェンジまでの間

」に改める部分は、同年4月13日から施行する。

附 則 (令和2年12月11日本部訓令第13号)

この訓令は、令和2年12月13日から施行する。

附 則 (令和4年10月3日本部訓令第19号)

この訓令は、令和4年10月29日から施行する。

附 則 (令和4年11月18日本部訓令第21号)

この訓令は、令和4年11月20日から施行する。

附 則 (令和6年3月18日本部訓令第8号)

この訓令は、令和6年3月23日から施行する。

別表（第3条関係）

（一部改正〔平成24年本部訓令2号・29年14号・30年13号・31年4号・令和2年13号・4年19号・21号・6年8号〕）

高速隊の編成、活動区域及び高速道路のインターチェンジにおける交通事故事件の処理区域

1 編成



2 活動区域

名称	位置	活動区域
本隊	山形市	<ul style="list-style-type: none"> ・東北横断自動車道酒田線の宮城県境から月山インターチェンジまでの間 ・東北中央自動車道相馬尾花沢線の山形上山インターチェンジから村山インターチェンジまでの間
新庄分駐隊	新庄市	<ul style="list-style-type: none"> ・東北中央自動車道相馬尾花沢線の村山インターチェンジから尾花沢インターチェンジまでの間 ・一般国道13号（自動車専用道路）の尾花沢インターチェンジから新庄真室川インターチェンジまでの間 ・一般国道47号（自動車専用道路）の鳥越インターチェンジから升形インターチェンジまでの間
鶴岡分駐隊	鶴岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・東北横断自動車道酒田線の湯殿山インターチェンジから日本海沿岸東北自動車道と連続する鶴岡ジャンクションまでの間 ・日本海沿岸東北自動車道のあつみ温泉インターチェンジから遊佐鳥海インターチェンジまでの間
米沢分駐隊	米沢市	<ul style="list-style-type: none"> ・東北中央自動車道相馬尾花沢線の福島県境から米沢北インターチェンジまでの間及び南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの間

		・一般国道13号（自動車専用道路）の米沢北インターチェンジから南陽高畠インターチェンジまでの間
--	--	---

3 高速道路のインターチェンジにおける交通事故事件の処理区域

高速道路のインターチェンジにおける高速隊の交通事故事件の捜査に係る処理区域は、高速道路の連結路（高速道路と立体交差する道路を相互に連結させるために設けられた道路をいう。以下同じ。）が一般道路に接続する部分までとする。ただし、次の表の左欄に掲げる路線の同表中欄に掲げるインターチェンジにおける処理区域は、同表右欄のとおりとする。

路線名	インターチェンジ	処理区域
日本海沿岸東北自動車道	あつみ温泉	交通遮断機まで（流入部に限る。）
	いらがわ	
	三瀬	
	鶴岡西	
	庄内空港	東日本高速道路株式会社の管理区分まで
	酒田中央	
	酒田みなと	
	遊佐鳥海	自動車専用道路区間の終わりを示す規制標識「自動車専用」まで
東北中央自動車道相馬尾花沢線	山形中央	料金所のブースから一般道路側25.3メートルまで
	天童	
	東根	東日本高速道路株式会社が管理する連結路まで
一般国道13号（自動車専用道路）	尾花沢北	自動車専用道路区間の終わりを示す規制標識「自動車専用」まで
	新庄	